

農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱

制 定 平成 30 年 4 月 1 日 29 生産第 2347 号

第 1 趣旨

国際水準 G A P の実施及び認証取得の推進は、国産農産物の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、極めて重要であり、未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) においても、「国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、生産現場における国際水準の G A P (農業生産工程管理) の実施及び認証拡大」を推進することとされている。

このため、本事業においては、我が国の国際水準 G A P の実施及び認証取得の拡大が加速的に進展するよう、都道府県が行う G A P 指導体制の構築及び G A P 認証の取得拡大の取組を支援することとする。

第 2 定義

1 国際水準 G A P の実施

国際水準 G A P の実施とは、農業者が、取引先からの要請、自らの経営判断等に応じて GLOBALG. A. P. や ASIAGAP 等の G A P 認証取得がいつでも可能となる水準を目指し、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理に係る生産工程管理の取組 (以下「G A P」という。) について、十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解した上で、その理解に基づき、実施することをいう。

2 G A P 指導員

G A P 指導員とは、農業者に対する国際水準 G A P の実施に関する指導を行うために必要な高い水準の知識を習得するための研修を受講するとともに、国際水準 G A P の実施に向けた指導実績を 3 件以上有する者をいう。

3 G A P 指導体制

G A P 指導体制とは、農業者の G A P に対する理解を促し、G A P の実施又は認証取得の促進を目的として、2 の指導員による指導・助言等の活動を推進する体制のことをいう。

4 G A P 認証

本事業において取得拡大の支援対象となる G A P 認証は、GLOBALG. A. P. 、ASIAGAP 及び JGAP とする。

第 3 事業の内容等

1 第 1 の趣旨を踏まえ、本交付金は、

(1) G A P 指導体制の構築

(2) G A P 認証の取得拡大

を目的として都道府県が実施する取組に必要な経費に充当するものとする。

2 1 の (1) 及び (2) の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及び

その内容並びに交付率は、別表 1 のとおりとする。

なお、別表 1 の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組を実施するに当たっては、生産局長が別に定めるガイドラインによるものとする。

3 事業実施期間

本事業の交付の対象となる期間は、交付金の交付の決定のあった年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

4 事業実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

第 4 目標値及び事業実施計画書

1 目標値の設定及び事業実施計画書の作成

(1) 目標値の設定

事業実施主体は、取組に応じ、別表 1 の目標の欄の目標ごとに、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定する。

(2) 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、(1) で設定した目標値を達成するために必要となる実施計画を作成する。

2 事業実施計画書の承認

本交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、別記様式第 1 号により、目標値及びその他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成した上で、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

第 5 事業実施計画書の審査

1 地方農政局長は、第 4 の 2 により提出された事業実施計画書について、当該都道府県等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に基づき審査を行う。

2 地方農政局長は、事業実施計画書の審査を行った上で、事業実施計画書を承認するものとする。

3 地方農政局長は、2 において承認を行った場合には、管内都道府県分を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

第 6 事業実施計画書の変更

1 本交付金の交付を受けた都道府県知事は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画書の内容を変更することができるものとする。ただし、次に定める場合にあっては、第 4 の 2 に準じて変更について地方農政局長に報告し、その承認を受けるものとする。

(1) 目標を追加又は削除する場合

(2) 目標値を変更する場合

2 地方農政局長は、1 の報告を受けた場合には、必要に応じ、都道府県知事に対し意見を述べるることができるものとする。

第7 交付金の交付

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、2により算定する交付金について、別に定めるところにより、都道府県知事に交付するものとする。
- 2 国は、1による都道府県知事への交付金の交付に当たっては、第4の2により各都道府県知事から提出される事業実施計画書に記載された目標値等を基に、生産局長が別に定めるところにより各都道府県知事に交付する交付金の額を算定する。

第8 成果の取りまとめ及び事後評価

- 1 都道府県知事は、事業を実施した年度の翌年度の6月末までに、事業の成果について、別記様式第2号に従って成果報告書として取りまとめた上で、事後評価を行い、地方農政局長に提出する。
- 2 地方農政局長は、1により提出された都道府県の成果報告書に基づき事後評価を実施する。
- 3 地方農政局長は、1の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、遅滞なく生産局長に報告する。
- 4 事後評価を行った都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- 5 地方農政局長は、成果目標が達成されていない都道府県に対し、生産局長が別に定めるところにより、指導及び助言を行うとともに、当該指導及び助言を踏まえた改善計画を別記様式第3号により提出させるものとする。
- 6 地方農政局長は、5の規定に基づき都道府県知事を指導した場合には、その内容及び改善計画を生産局長に報告するものとする。
- 7 地方農政局長は、5に規定する改善計画に基づく取組終了後、当該都道府県知事に対し、再度1の事後評価の実施及び報告をさせるものとする。

第9 委任

本交付金の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

農業生産工程管理推進事業交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容並びに交付率

目 的	目 標 値	事業メニュー及びその内容	交付率
Ⅰ G A P 指導体制の構築	1 G A P 指導員の新規育成数	(1) G A P 指導員及びG A P 認証審査員の育成 国際水準G A P の指導員やG A P 認証審査員の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。	事業費の定額 (10/10 以内) とする
		(2) G A P 指導活動の推進 国際水準G A P の指導員等が、農業者等に対して行う指導活動を支援する。	事業費の定額 (10/10 以内) とする
Ⅱ G A P 認証の取得拡大	2 G A P 認証の新規取得経営体数	地域のモデルとなる農業者等の認証取得の支援 地域のモデルとなる農業者等が、新規にG A P 認証を取得するのに当たって必要な、次に掲げる取組に要する費用を助成する。 ア 認証審査 イ 認証取得に係る環境整備 ウ 研修指導の受講	事業費の定額（ただし、生産局長が別に定める上限の範囲内）とする